

記載例（建築関係の廃棄物を取り扱う場合）

用紙 1

事業計画書（収集・運搬）



<p>取扱廃棄物の 具体的種類</p>	<p>①汚泥 ②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑧がれき類</p> <p>上記の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる産業廃棄物で、石綿含有産業廃棄物を含むものは、②、⑦、⑧に限る。</p> <p>石綿含有産業廃棄物の取り扱いの有無についても記載する。</p>			
<p>収集・運搬の 具体的方法</p>	<p>札幌市内から排出される上記産業廃棄物を、排出事業者の指示により収集運搬する。収集運搬にあたっては、ダンプ等を使用し、荷台をシートで覆うなどして飛散を防止するとともに、騒音・振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように十分に配慮する。汚泥については別添の容器を使用し運搬する。</p> <p>なお、石綿含有産業廃棄物については、破碎することのないようパッカー車等への投入を行わないこととし、その他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講じる。</p> <p>収集場所、飛散・流出防止措置、騒音・振動による影響の防止、容器の使用等について、詳細に記載すること。</p>			
<p>主な搬入先</p>	<p>① : (株)△△産業 ②、③、④ : ○○処理場 ⑤ : (株)××産業 ⑦ : △△工業(株) ⑥、⑧ : ○○運輸(株) ①～⑦ : (有)××興業 ②、⑦、⑧（石綿含有産業廃棄物を含むもの） : ○○開発(株)</p> <p>取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合は、これについても搬入先を記載すること。</p>			
<p>収集対象事業所</p>	<p>名 称</p>	<p>業 種</p>	<p>廃 棄 物 の 種 類</p>	
	<p>(株)○○建設</p>	<p>建設業</p>	<p>①～⑧</p>	
	<p>具体的な会社名を記載すること。（特定の収集対象事業所が決まっていな場合は、「札幌市内の○○業者」の様に記載すること。）</p>			
<p>備 考</p>				

※訂正する場合は、訂正印が必要です。



取扱廃棄物の 具体的種類	①廃プラスチック類：出版業者から排出されるプラスチック性インク容器 ②紙くず：出版業者の製本工程から排出される裁断くず ③木くず：家具製造工場から排出される端材、おがくず ④動植物性残さ：食品製造業の製造工程から排出される残さ物 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 取り扱う産業廃棄物ごとに、どのような業種のどのような工程から排出されるものか、具体的に記載すること。 </div>		
収集・運搬の 具体的方法	札幌市内から排出される上記産業廃棄物を、排出事業者の指示により収集運搬する。収集運搬にあたっては、ダンプ等を使用し、荷台をシートで覆うなどして飛散を防止するとともに、騒音・振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように十分に配慮する。なお、動植物性残さについては別添の容器を使用し運搬する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 収集場所、飛散・流出防止措置、騒音・振動による影響の防止、容器の使用等について、詳細に記載すること。 </div>		
主な搬入先	① : (株)△△産業 ②、③ : ○○処理場 ④ : (株)××リサイクルセンター <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 </div>		
収集対象事業所	名 称	業 種	廃 棄 物 の 種 類
	(株)○○出版社	出版業	①②
	△△家具製作所(株)	家具製造業	③
	(株)××ミートセンター	食品製造業	④
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 具体的な会社名を記載すること。（特定の収集対象事業所が決まっていないう場合は、「札幌市内の○○業者」の様に記載すること。） </div>		
備 考			

※訂正する場合は、訂正印が必要です。

記載例 (特定有害産業廃棄物)

別紙 事業の範囲(特定有害産業廃棄物)



申請者名 (株)〇〇産業

有害物質の種類	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物を含むもの		×	×	×	×	●	●	●
カドミウム又はその化合物を含むもの		×	×	×	×	●	●	●
鉛又はその化合物を含むもの		×	×	×	×	●	●	●
有機リン化合物を含むもの		×	×	×	×	●	●	●
六価クロム化合物を含むもの		×	×	×	×	●	●	●
砒素又はその化合物を含むもの		×	×	×	×	●	●	●
シアン化合物を含むもの		×	×	×	×	●	●	●
トリクロロエチレンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
テトラクロロエチレンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
ジクロロメタンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
四塩化炭素を含むもの		×	×	×	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロペンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)を含むもの		×	×	×	×	○	○	○
2-クロロ-4・6-ビス-s-トリアジン(シマジン)を含むもの		×	×	×	×	○	○	○
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)を含むもの		×	×	×	×	○	○	○
ベンゼンを含むもの		×	×	×	○	○	○	○
セレンまたはその化合物を含むもの		×	×	×	×	○	○	○
ダイオキシン類を含むもの		×	×	×	×	×	×	×

○：許可取得するもの ●：既に許可を有しているもの ×：許可取得しない項目

- ※ 上表の産業廃棄物の種類欄の産業廃棄物で、有害物質欄の物質を環境省令で定める基準を超えて含むものを特定有害産業廃棄物という。(排出源が限定される場合があります。)
- ※ 訂正する場合は訂正印が必要です。

(あて先) 札幌市長 上田 文雄

所在地 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号

氏名 札幌 太郎

印

誓 約 書

私、法定代理人及び政令使用人(注1)は、下記の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへに該当しません。

なお、この誓約が事実と異なっていることが判明した場合には、許可を取消されても異存ありません。

《関係条文(抜粋)》

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの。

ホ 個人で政令で定める使用人(注1)のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの。

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)。

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

(あて先) 札幌市長 上田 文雄

本店所在地 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号
名称 株式会社札幌〇〇工業
代表者 代表取締役 札幌 太郎 (代表印)
(役職・氏名)

誓 約 書

当社及び役員、法定代理人、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令使用人(注1)は、下記の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへに該当しません。

なお、この誓約が事実と異なっていることが判明した場合には、許可を取消されても異存ありません。

《関係条文(抜粋)》

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの。

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注1)のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの。

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)。

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

収集・運搬車両一覧

申請者名 株式会社札幌〇〇工業

No.	車両登録番号	車体形状	最大積載量	備考
1	札幌 100 あ〇〇—〇〇	ダンプ	3500kg	廃止
2	札幌 100 い〇〇—〇〇	ダンプ	3450kg	
3	札幌 400 う〇〇—〇〇	バン	2000kg	廃止
4	札幌 110 え〇〇—〇〇	トラクタ	9500kg	
5	札幌 110 お〇〇—〇〇	トラクタ	19250kg	
6	札幌 110 か〇〇—〇〇	セミトレーラー	19250kg	
7	札幌 110 き〇〇—〇〇	セミトレーラー	19250kg	新規
8	札幌 400 く〇〇—〇〇	バン	2000kg	新規
9	札幌 100 け〇〇—〇〇	ダンプ	3000kg	新規
10	札幌 100 こ〇〇—〇〇	ダンプ	3500kg	新規
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合 計		8 台		

※ 登録車両に変更があった場合は、変更届の提出が必要になります。変更欄に新規、廃止の別を記入してください。

※ 車両が借用車の場合は、別途、賃貸契約書の写し又は使用承諾書【用紙5】が必要になります。

車両使用承諾書

平成〇〇年△△月××日

申請者

株式会社 札幌建設工業

代表取締役 札幌 太郎 様

(法人にあつては名称及び代表者の役職並びに氏名)

自動車検査証記載使用者

住所

札幌市東区北〇条東〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 東 商会

代表取締役 東 三郎

印

(法人にあつては本店所在地、名称及び代表者の役職並びに氏名)

私(当法人)は、あなた(貴法人)が、産業廃棄物の収集・運搬用として次の車両を使用することを承諾しています。

車両登録番号	札幌 400 あ 〇〇-〇〇
車両の形状	バン

(前 面 写 真)

※ 前面全体が写っていて、ナンバーがはっきりと確認できるもの

(表 示 拡 大 写 真)

※ 産業廃棄物収集運搬車両である旨、氏名又は名称、許可番号（下6桁のみで可）が表示されていることが確認できるもの（他自治体を含め、許可を有していない場合は不要）

(側 面 写 真)

※ 側面全体が写っていて、産廃運搬車である旨等の表示があるもの（表示については、他自治体を含め、既に許可を取得している場合に限る）

(荷 台 写 真)

※ 荷台の形状が確認できるもの（特別管理産業廃棄物収集運搬業のみ必要）

事業開始に要する資金の総額及び資金の調達方法

1 使用機材

ダンプ (10 t)	1台	8,000,000円
コンテナ車 (4 t)	1台	0円 (取得済み)

2 札幌地区での事業開始資金の総額

11,500,000円

3 資金の調達方法

(1) 自己資金

10,500,000円

(2) 銀行借入

ア 借入残額	1,000,000円
イ 年間返済額	240,000円
ウ 返済期限	5年間
エ 利率	4%

(3) その他借入 (なし)

ア 借入残額
イ 年間返済額
ウ 返済期限
エ 利率

(4) 事業開始に当たって、現在所有している施設をそのまま継続して使用するため、新たな資金の調達を要しない。

※ 3(4)該当する場合には、1、2、3(1)(2)(3)は記入せず、(4)に○を付けてください。

資産に関する調査（個人申請者用）

資産状況

平成〇〇年△△月××日現在

現金・預金 10,000,000円	買掛金 なし
売掛金 2,000,000円	未払金 なし
商品 なし	借入金 5,000,000円
土地及び建物 土地：30,000,000円 建物：5,000,000円	その他負債 1,000,000円
車両 ダンプ1台：1,000,000円	
備品 なし	
その他資産 なし	
資産合計 48,000,000円	負債合計 6,000,000円
	純資産額 42,000,000円

(土地・建物) 使用承諾書

平成〇〇年△△月××日

(所有者)

所有者を確認するため、不動産登記簿謄本も併せて提出する必要があります。

住 所 北海道石狩市花川北〇条〇丁目〇番〇号

氏 名 札幌 太郎 印

(法人にあっては本店所在地、名称及び代表者の役職並びに氏名)

私は(当法人)は、自ら所有する(土地・建物)を下記のとおり使用することを承諾しております。

記

- 1 (土地・建物)の所在地
(地番まで記入すること)

北海道石狩市新港南〇丁目〇番地

- 2 使用の目的
(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物) 収集運搬業の(事務所・駐車場)として

- 3 使用する者

住 所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 札幌〇〇工業

代表取締役 札幌 太郎

(法人にあっては本店所在地、名称及び代表者の役職並びに氏名)

※該当事項に〇をし、必要事項を記入すること。